

## 議第87号

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例案

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「職員」の次に「（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士